

合理的配慮は単位の取得や卒業を保証するものではありません。このことは、合理的配慮を申請する学生や保護者への免責事項のようなものとして捉えられがちかもしれません。しかし、合理的配慮を提供する教職員にとっても、このことの含蓄をよく味わっておくことで、合理的配慮を対話的に実践する心のゆとりを持つことができるでしょう。

合理的配慮を提供しても卒業できないのでは?

(教職員から見て)そのように思える学生もいると思います。この問い合わせには、合理的配慮を提供する以上は卒業させてやらねばという暗黙の前提があるようです。しかし、合理的配慮とはハンディを抱えた学生の困り事に対して、学生と教職員双方の事情を率直に話し合い、差別的扱いにならないような落としどころを見つけることです。双方とも結果責任を負う必要はありません。ですから、卒業できるかどうかというのは、実は合理的配慮とほとんど関係がないのです。



ということは、「安請け合いをして卒業させてやれなかつたら…」などと心配する必要はありません。請け合っているのは話し合いであって、卒業や合格ではないからです。学生から合理的配慮を頼まれたら、気負わずに話し合いに応じればよいのです。

重要なのは対話が行われたか

合理的配慮が実施されたけれども、学生は合格・卒業に至らないということも起こります。そのプロセスの中で、差別的な扱いは受けなかった(実力を試す機会をもらった)と学生が納得できるなら、合理的配慮は問題なく提供されたと言えます。



学生の納得感のキーとなるのは、対話が行われたかどうかです。つまり、教職員が「ふつうは～～」などと言わずに、その学生が抱える「違い」を理解しようと努め、与えられた条件の中でできることを提案してくれたかどうかです。提案の具体的な内容は、授業の本質や大学の設備によって変わるので、学生が当初望んでいたものにはならない可能性も大いにあります。

しかし、双方の事情をよく吟味するという話し合いがあったうえで、可能な提案がなされる場合には、学生も納得できることが多いように思われます。